

第8次住居表示整備事業 「本庄市早稲田の杜1丁目～5丁目」

11月5日から新しい町名が誕生します

市では、本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせ、住居表示整備事業を進めてきました。

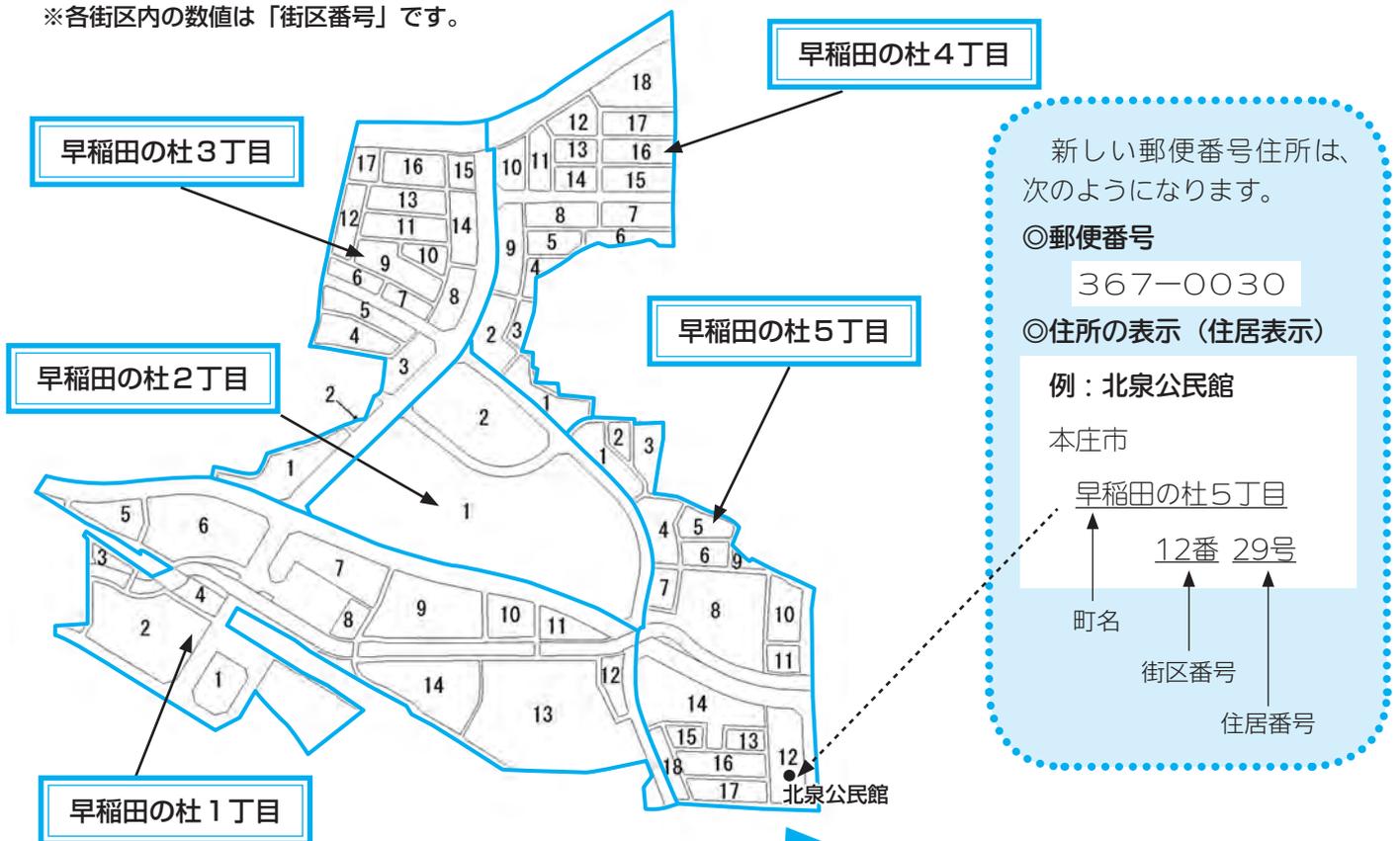
11月5日(火)から新しい町名が誕生し、住所も街区方式により新たに表示(下の図参照)されます。

これにより、従来の地番による複雑な住所が解消され、配達物や救急車両の到着がスムーズになるなど、住環境の向上が見込まれます。住居表示が実施されることで、「自治会等が変わってしまうのでは？」と心配する声も聞かれますが、自治会や通学区などの区域に変更はありません。

なお、区域内にお住まいの人は、市が職権で変更する住民登録などを除き、個人の契約等で住所変更の手続きが必要になる場合があります。配布したパンフレット「新しい住居表示のご案内」をご覧ください。★危機管理課 ☎1184

第8次住居表示街区割図

※各街区内の数値は「街区番号」です。

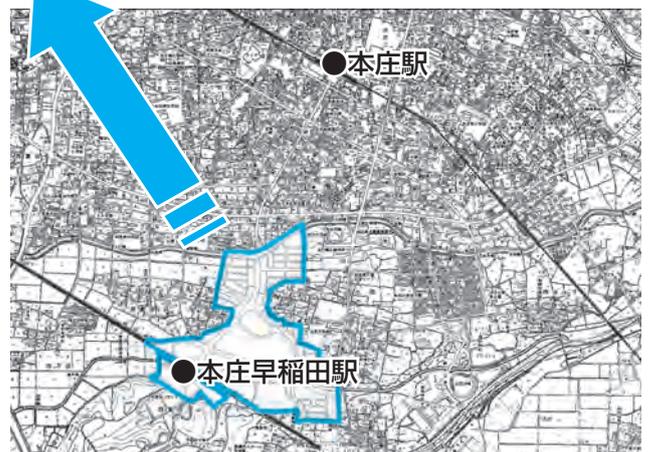


～住居表示区域内にお住まいの人へ～

住居表示区域内で建物の新築等が行われた場合、その住所を決定するためには「住居番号の付定」が必要です。「本庄市早稲田の杜●丁目」を含む市内全ての住居表示区域内で、建物の新築・改築等をする人は、市民課(市役所1階)で「住居番号付定申請」の手続きをお願いします。

※お問い合わせは下記へ

★市民課 ☎1113



水道管の漏水調査を実施します

漏水の早期発見を目的とした漏水調査を実施します。

水道本管からメーターまでの漏水の有無を確認する調査のため、身分証明書及び腕章を携帯した調査員が宅地内に入りますので、ご協力をお願いします。

★水道課 ☎2151

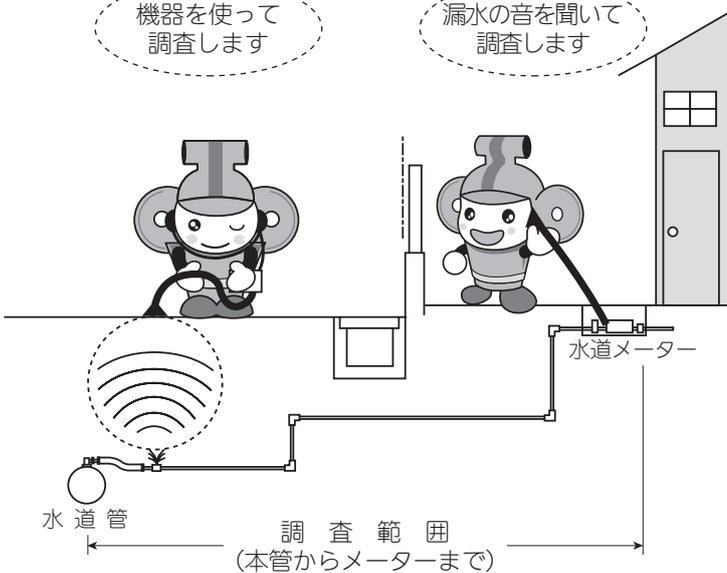
～このような調査を行います～

道路上での調査

機器を使って
調査します

メーターの調査

漏水の音を聞いて
調査します



期間 11月15日(金)～12月20日(金)頃まで(土・日・
休日を除く)

時間 午前9時～午後5時

調査区域

本庄地域 JR高崎線以南

児玉地域 県道秩父児玉線・環状一号線以南

費用 無料

調査会社 (株)東北漏水関東営業所 ☎048-72
9-0272

※漏水を発見した場合にはお知らせ用紙を入れさせていただきます。調査は簡易なため、ご不在でも差し支えありません。

次のことは行っていませんのでご注意ください

- 浄水器の斡旋・販売などを行うこと
 - 水質検査を行い、費用を請求すること
 - 「敷地内の水道管(給水管)は老朽化しているので配管替えが必要」などと説明し、工事の契約などを行うこと
 - 敷地内及び家屋内の水道管の洗浄を行い、費用を請求すること
- *お問い合わせは水道課へ

調査区域

本庄地域：JR高崎線以南



児玉地域：県道秩父児玉線・環状一号線以南

